

令和7年度 第3回 国民健康保険運営協議会

都城市健康部保険年金課

令和7年10月15日

前回の振り返り

1 保険税水準統一の本市の課題・影響

(1) 算定方式を4方式から3方式へ

- ・ **令和12年度**までに3方式に移行する必要があります。
- ・ 資産割で賦課していた保険税が減少し、減少分の保険税総額を所得割、均等割、平等割で補うことになります。
- ・ 資産割の賦課に関わらず、すべての被保険者の、所得割、均等割、平等割分の保険税額が増額となる可能性があります。

(2) 賦課割合を標準割合の

所得割：均等割：平等割 = 50：35：15 へ

- ・ 算定方式の変更に連動して、賦課割合も変化します。

前回の振り返り

2 子ども・子育て支援金制度

(1) 制度の概要

- 令和8年度に、子ども・子育て支援金制度が創設され、支援金は、従来の保険税とあわせて徴収します。
- 国民健康保険における**低所得者軽減措置**に対する**財政支援等**が定められ、**18歳以下**の子ども・子育て支援金の均等割額の**全額軽減措置**が設けられます。

(2) 課税の算定方式

- 保険税水準後の保険税の算定方式が**3方式**であることから、新規の子ども・子育て支援金分課税の算定方式も**3方式**とします。

(3) 本市の対応（案）

- 令和7年度に**国民健康保険税条例を改正します。**
- 令和8年度**から、子ども・子育て支援金分の**賦課を開始**し、従来の保険税に追加して徴収します。

本日の協議内容

- 1 算定方式の変更と激変緩和策について
- 2 モデルケースによる保険税の試算
- 3 今後の国保財政の見通し

1 算定方式の変更と激変緩和策について

(1) 現在の本市の算定方式

- 基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ともに、**所得割、資産割、均等割、平等割の4方式**を採用しています。
- 第3期宮崎県国民健康保険運営方針の規定により、県内全市町村、**所得割、均等割、平等割の3方式**に変更する必要があります。

賦課割合の状況

(令和7年6月現在)

	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎課税分	52.44%	4.63%	25.70%	17.23%
後期高齢者 支援金分	51.47%	5.04%	26.67%	16.83%
介護納付金分	54.83%	3.00%	24.81%	17.36%
標準割合	40.00%	10.00%	35.00%	15.00%

①賦課割合の状況(令和7年6月課税時点)

区分		R 7 税額（円）	賦課割合		応能・ 応益	標準的 賦課割合	応能・応益率 理想値
所得割額	医療分	1,731,179,505	52.44%	52.80%	57.4%	40.00%	50.00%
	支援金分	311,304,082	51.47%				
	介護分	168,522,754	54.83%				
	小　計	2,211,006,341					
資産割額	医療分	152,976,010	4.63%	4.60%		10.00%	
	支援金分	30,449,371	5.04%				
	介護分	9,222,347	3.00%				
	小　計	192,647,728					
均等割額	医療分	848,438,000	25.70%	25.93%	42.6%	35.00%	50.00%
	支援金分	161,300,000	26.67%				
	介護分	76,252,800	24.81%				
	小　計	1,085,990,800					
平等割額	医療分	542,886,400	17.23%	16.67%		15.00%	
	支援金分	101,791,200	16.83%				
	介護分	53,369,600	17.36%				
	小　計	698,047,200					
合計	医療分	3,275,479,915					
	支援金分	604,844,653					
	介護分	307,367,501					
総　　計		4,187,692,069					

②令和7年度の国民健康保険税率について

● 令和7年度賦課割合の状況

	税額（円）	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	3,275,479,915	52.44%	4.63%	25.70%	17.23%
支援金分	604,844,653	51.47%	5.04%	26.67%	16.83%
介護分	307,367,501	54.83%	3.00%	24.81%	17.36%

● 令和7年度保険税率の状況

所得割額	令和6年分の総所得金額等－43万円（基礎控除）	医療分	11.40%
		支援金分	2.05%
		介護分	2.70%
資産割額	令和7年度の固定資産税（土地・家屋） ただし、都市計画税は除く	医療分	21.60%
		支援金分	4.30%
		介護分	4.30%
均等割額	被保険者1人あたり	医療分	26,300円
		支援金分	5,000円
		介護分	7,800円
平等割額	1世帯あたり	医療分	25,600円
		支援金分	4,800円
		介護分	6,200円

1 算定方式の変更と激変緩和策について

(2) 算定方式の移行方法

- 令和8年度に、資産割を廃止し、減収となる資産割分を、所得割、均等割、平等割に賦課します。
- 令和9年度、10年度で賦課割合を標準割合（所得割：均等割：平等割 = 50：35：15）に調整します。

		所得割	資産割	均等割	平等割
標準割合	4方式	40.00%	10.00%	35.00%	15.00%
	3方式	50.00%	0.00%	35.00%	15.00%

1 算定方式の変更と激変緩和策について

【移行方法】

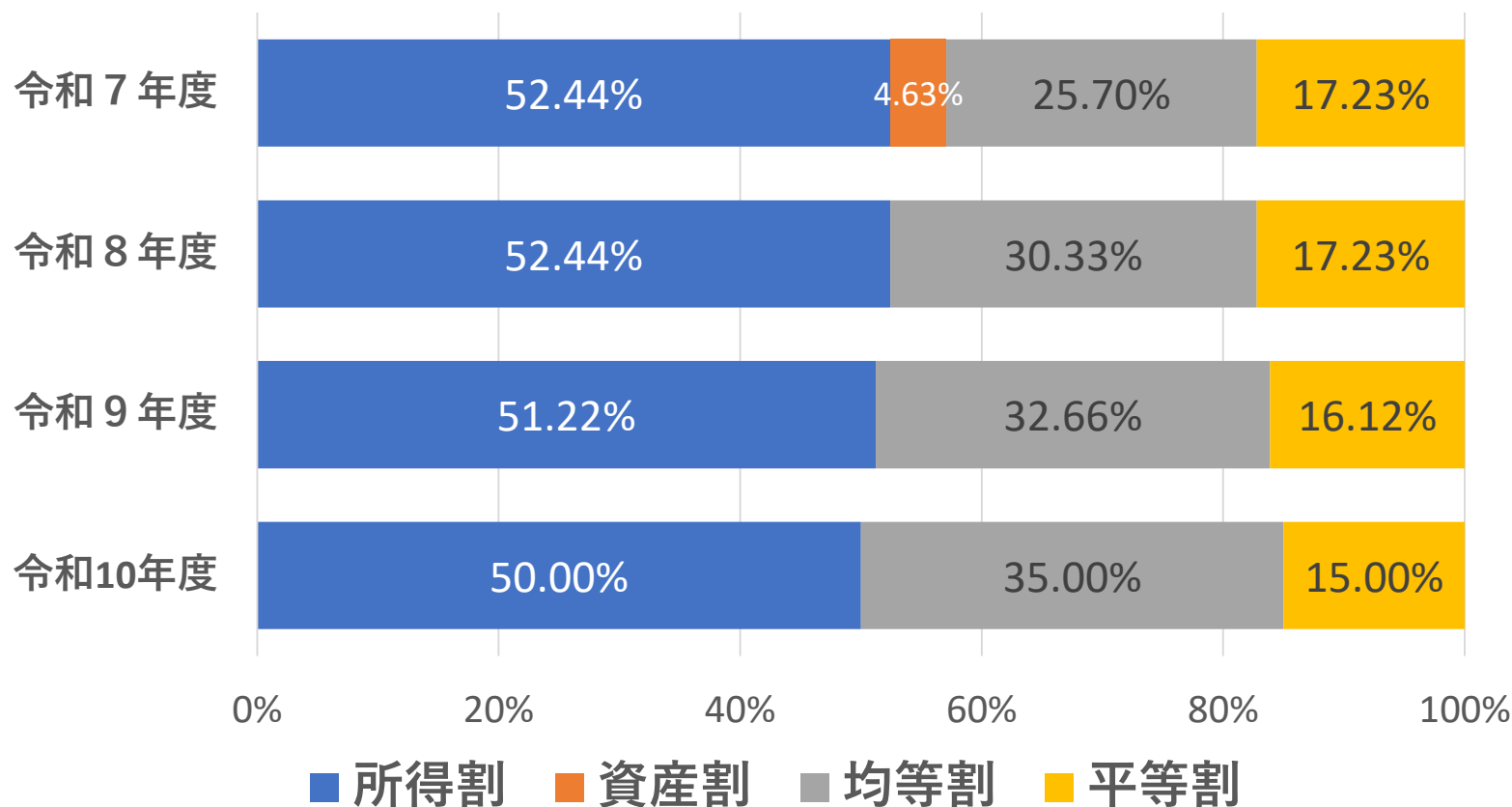
➤ **資産割を令和8年度に廃止し、賦課割合を令和9年度、10年度で調整**します。

◆ **令和8年度**は、現行の所得割、平等割の賦課割合が標準割合を超過しているため、標準割合に満たない**均等割に資産割賦課分を割り振り、3方式移行は完了**します。

◆ **令和8年度**の賦課割合は、標準割合と差異があるため、**令和9年度、10年度で、所得割、平等割分を、均等割に割り振り、賦課割合を調整**します。

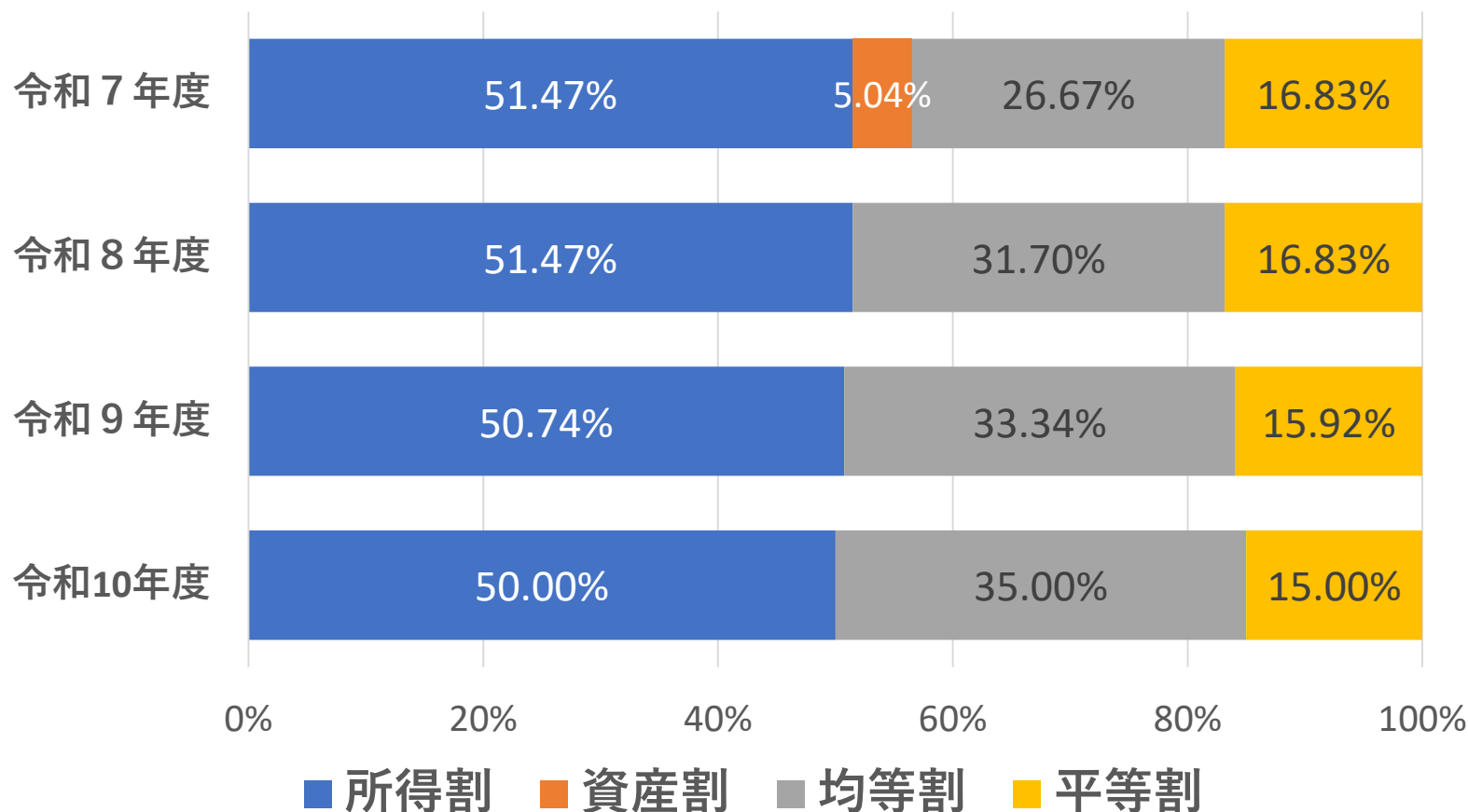
1 算定方式の変更と激変緩和策について

① 基礎課税分の賦課割合の推移



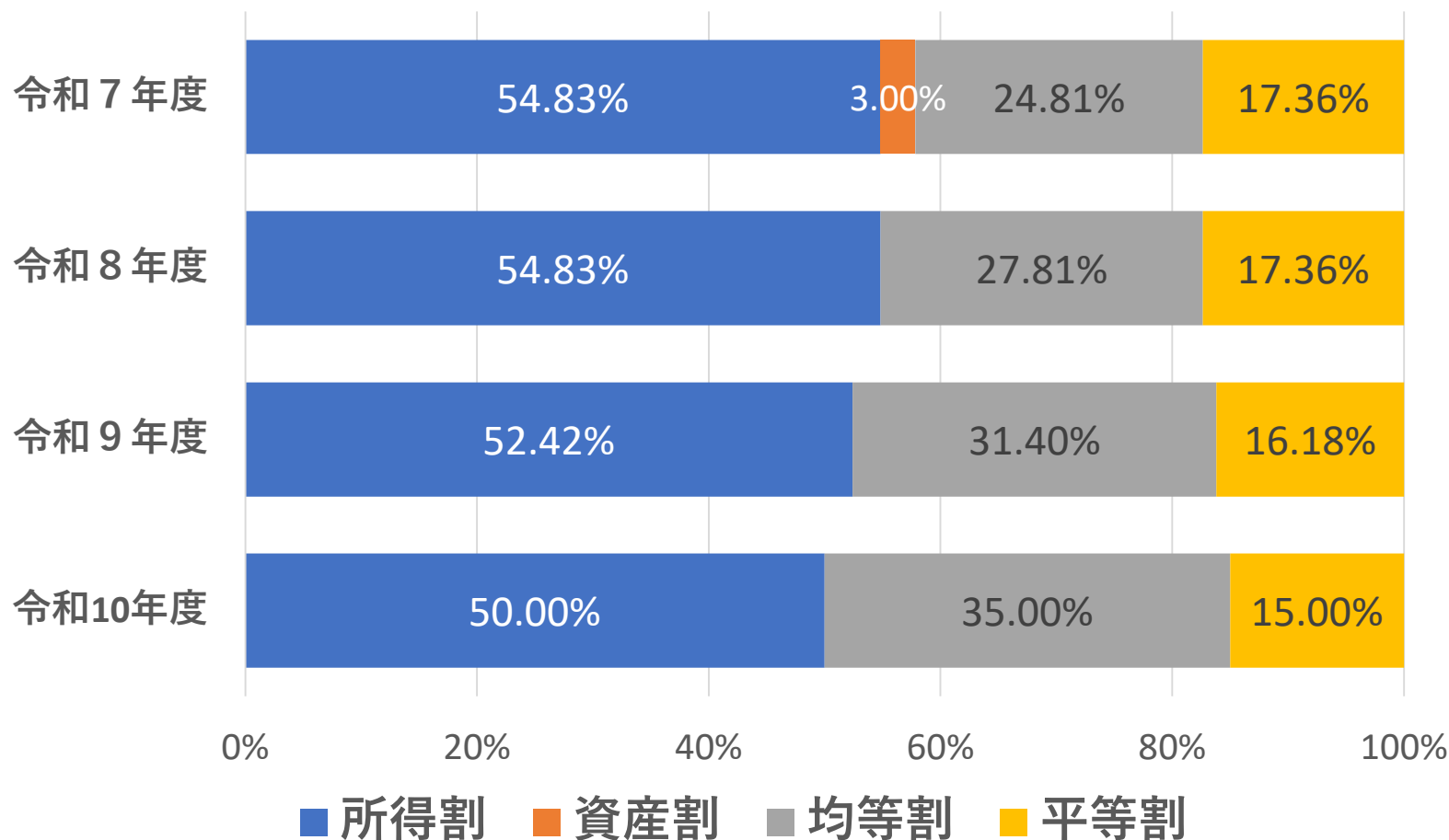
1 算定方式の変更と激変緩和策について

② 後期高齢者支援分の賦課割合の推移



1 算定方式の変更と激変緩和策について

③ 介護納付金分の賦課割合の推移



1 算定方式の変更と激変緩和策について

◆ 移行による影響

- 令和8年度は廃止した資産割分を均等割に賦課することで、全被保険者の均等割が増となります。
- 令和9年度、10年度は所得割、平等割の標準割合超過分を均等割に賦課するが、均等割の増は、令和8年度より低く抑えられます。

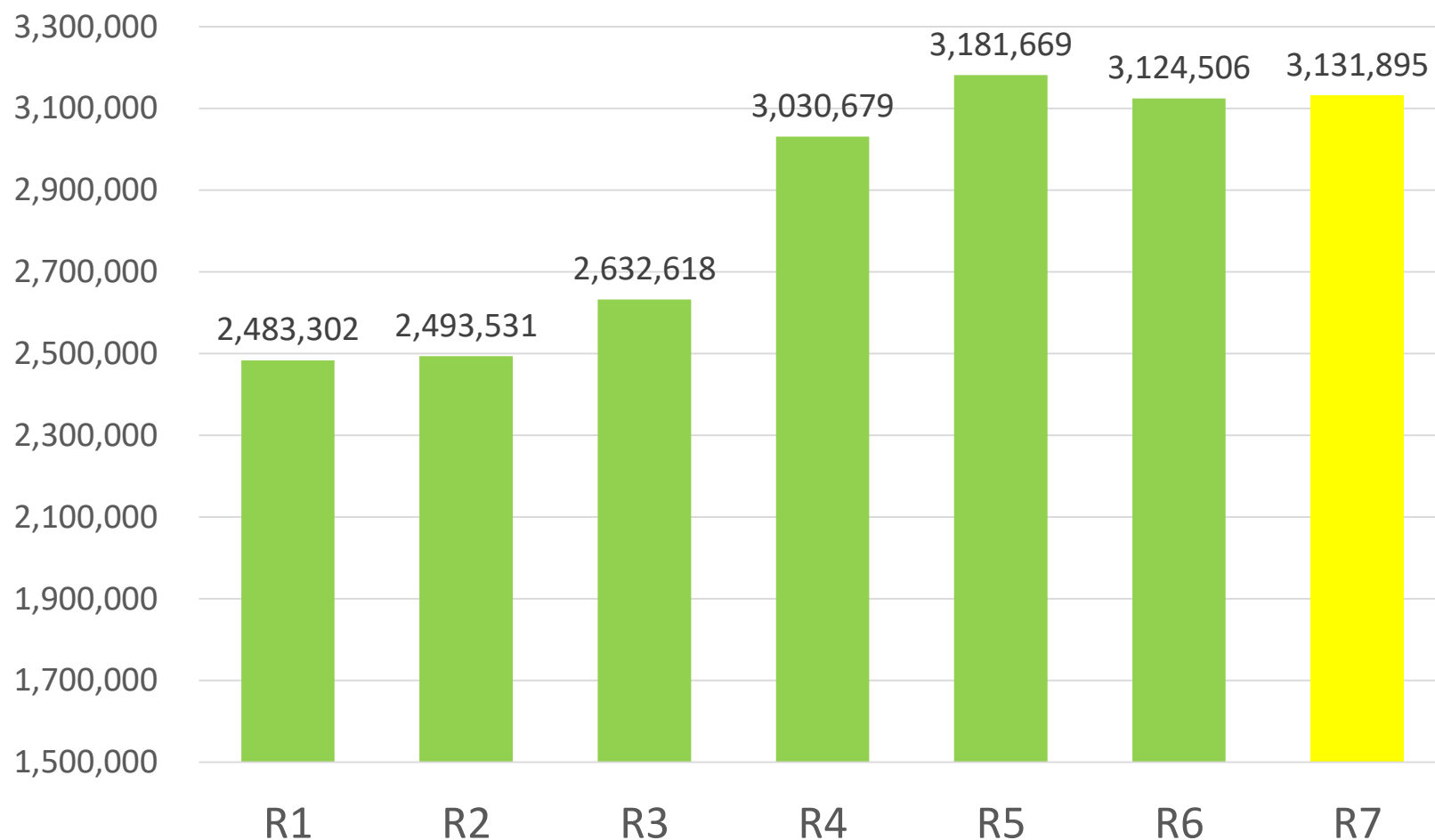
◆ 激変緩和策

- 令和8年度の資産割の廃止（3方式移行）の影響が全被保険者に大きく現れます。
- 令和8年度は、令和7年度の資産割分の6割に相当する額を国民健康保険運営基金を充当し、被保険者への影響を軽減します。
- 令和9年度、10年度も均等割の増が継続するため、令和7年度の資産割分の3割、1割相当額の基金を充当します。

【参考】国民健康保険運営基金

(単位：千円)

年度末残高



2 モデルケースによる保険税の試算(激変緩和後)

(1) 国民健康保険税モデル(資産割の有無)

試算の前提：保険税必要額は令和7年度額と同額
 被保険者数、世帯数は令和7年度と同数
 被保険者総所得額は令和7年度と同額

No.	軽減	世帯構成	給与収入	課税所得	資産税額 (7万)	7年度課税額 (年額)	8年度課税額 (年額)	増減
a	7割	2人世帯(40代夫婦)	100万(給与)+60万(給与)	課税所得0円	無	37,500円	39,100円	1,600
b					有	58,600円		-19,500
c	5割	2人世帯(40代夫婦)	150万(給与)+60万(給与)	課税所得52万	無	141,200円	143,800円	2,600
d					有	162,400円		-18,600
e	2割	2人世帯(40代夫婦)	200万(給与)+60万(給与)	課税所得89万	無	235,400円	239,600円	4,200
f					有	256,500円		-16,900
g	無	2人世帯(40代夫婦)	400万(給与)+60万(給与)	課税所得233万	無	491,000円	496,100円	5,100
h					有	512,100円		-16,000
i	無	4人世帯(40代夫婦) 子2人(12歳・9歳)	400万(給与)+60万(給与)	課税所得233万	無	553,600円	563,400円	9,800
j					有	574,700円		-11,300

2 モデルケースによる保険税の試算(激変緩和後)

① 7割軽減世帯

- a. 2人世帯(40代夫婦)世帯主給与収入100万円・世帯員給与収入60万円
課税所得:0円 資産税額:0円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	37,500	39,100	42,100	44,300	44,500	
増減額		1,600	3,000	2,200	200	7,000
1期当り	3,700	3,900	4,200	4,400	4,400	18.6%

- b. 2人世帯(40代夫婦)世帯主給与収入100万円・世帯員給与収入60万円
課税所得:0円 資産税額:7万円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	58,600	39,100	42,100	44,300	44,500	
増減額		-19,500	3,000	2,200	200	-14,100
1期当り	5,800	3,900	4,200	4,400	4,400	-24.0%

2 モデルケースによる保険税の試算(激変緩和後)

② 5割軽減世帯

- c. 2人世帯(40代夫婦)世帯主給与収入150万円・世帯員給与収入60万円
 課税所得:52万円 資産税額:0円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	141,200	143,800	146,400	148,100	148,800	
増減額		2,600	2,600	1,700	700	7,600
1期当り	14,100	14,300	14,600	14,800	14,800	5.38%

- d. 2人世帯(40代夫婦)世帯主給与収入150万円・世帯員給与収入60万円
 課税所得:52万円 資産税額:7万円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	162,400	143,800	146,400	148,100	148,800	
増減額		-18,600	2,600	1,700	700	-13,600
1期当り	16,200	14,300	14,600	14,800	14,800	-8.37%

2 モデルケースによる保険税の試算(激変緩和後)

③ 2割軽減世帯

e. 2人世帯（40代夫婦） 世帯主給与収入200万円・世帯員給与収入60万円
課税所得：89万円 資産税額:0万円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	235,400	239,600	243,500	246,000	247,100	
増減額		4,200	3,900	2,500	1,100	11,700
1期	23,500	23,900	24,300	24,600	24,700	4.97%

f. 2人世帯（40代夫婦） 世帯主給与収入200万円・世帯員給与収入60万円
課税所得：89万円 資産税額:7万円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	256,500	239,600	243,500	246,000	247,100	
増減額		-16,900	3,900	2,500	1,100	-9,400
1期	25,600	23,900	24,300	24,600	24,700	-3.66%

2 モデルケースによる保険税の試算(激変緩和後)

④ 軽減のない世帯

g. 2人世帯 (40代夫婦) 世帯主給与収入400万 課税所得:233万円
 資産税額:0万円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	491,000	496,100	495,400	493,100	495,400	
増減額		5,100	-700	-2,300	2,300	4,400
1期	49,100	49,600	49,500	49,300	49,500	0.89%

h. 2人世帯 (40代夫婦) 世帯主給与収入400万 課税所得:233万円
 資産税額:7万円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	512,100	496,100	495,400	493,100	495,400	
増減額		-16,000	-700	-2,300	2,300	-16,700
1期	51,200	49,600	49,500	49,300	49,500	-3.26%

2 モデルケースによる保険税の試算(激変緩和後)

⑤ 軽減のない世帯

- i. 40代夫婦 子2人(12歳・9歳) 世帯主給与収入400万 課税所得:233万円
資産税額:0万円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	553,600	563,400	571,900	577,700	580,300	
増減額		9,800	8,500	5,800	2,600	26,700
1期	55,300	56,300	57,100	57,700	58,000	4.82%

- j. 40代夫婦 子2人(12歳・9歳) 世帯主給与収入400万 課税所得:233万円
資産税額:7万円

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度 比較
税額	574,700	563,400	571,900	577,700	580,300	
増減額		-11,300	8,500	5,800	2,600	5,600
1期	57,400	56,300	57,100	57,700	58,000	0.97%

2 モデルケースによる保険税の試算(激変緩和後)

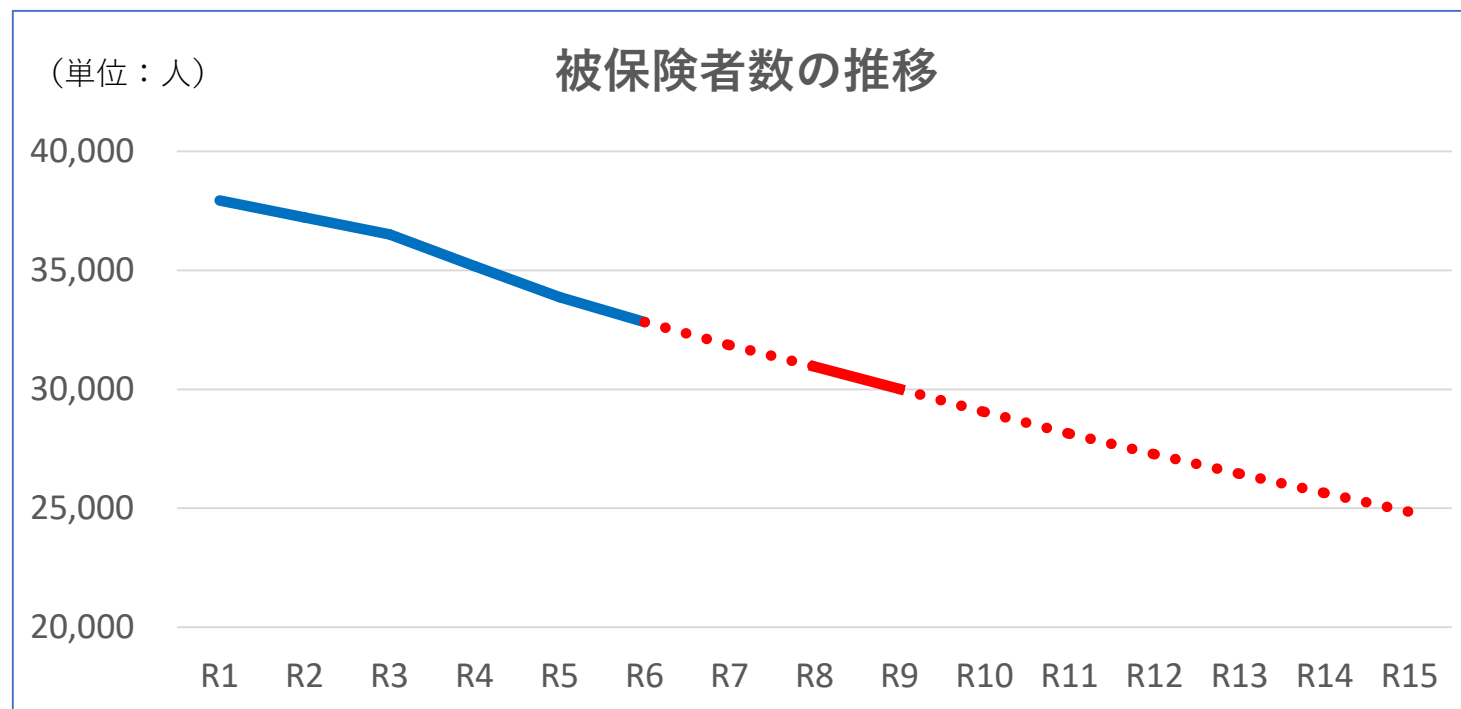
⑥ 試算結果のまとめ

- i. 固定資産を所有する世帯では、令和8年度は7年度と比較して、**資産割分が減額**となります。
- ii. 課税所得がある世帯では、令和9年度から**所得割分が減額**となります。所得の多寡により、減額の差異が生じます。
- iii. **均等割分**は、税率の増により**増額**となります。さらに、世帯員数の多寡により、増額の差異が生じます。
- iv. モデルケースによる試算から、上記のとおり、**被保険者世帯の状況**（所得、被保険者数）により、**一律に増額、減額とはなりません。**

3 今後の本市国保財政の見通し

●被保険者数の推移

- 団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行等により、**被保険者数は減少傾向**にあります。
- 年金制度改革法に伴う社会保険の適用拡大により、今後、国民健康保険被保険者数は減少することが見込まれます。

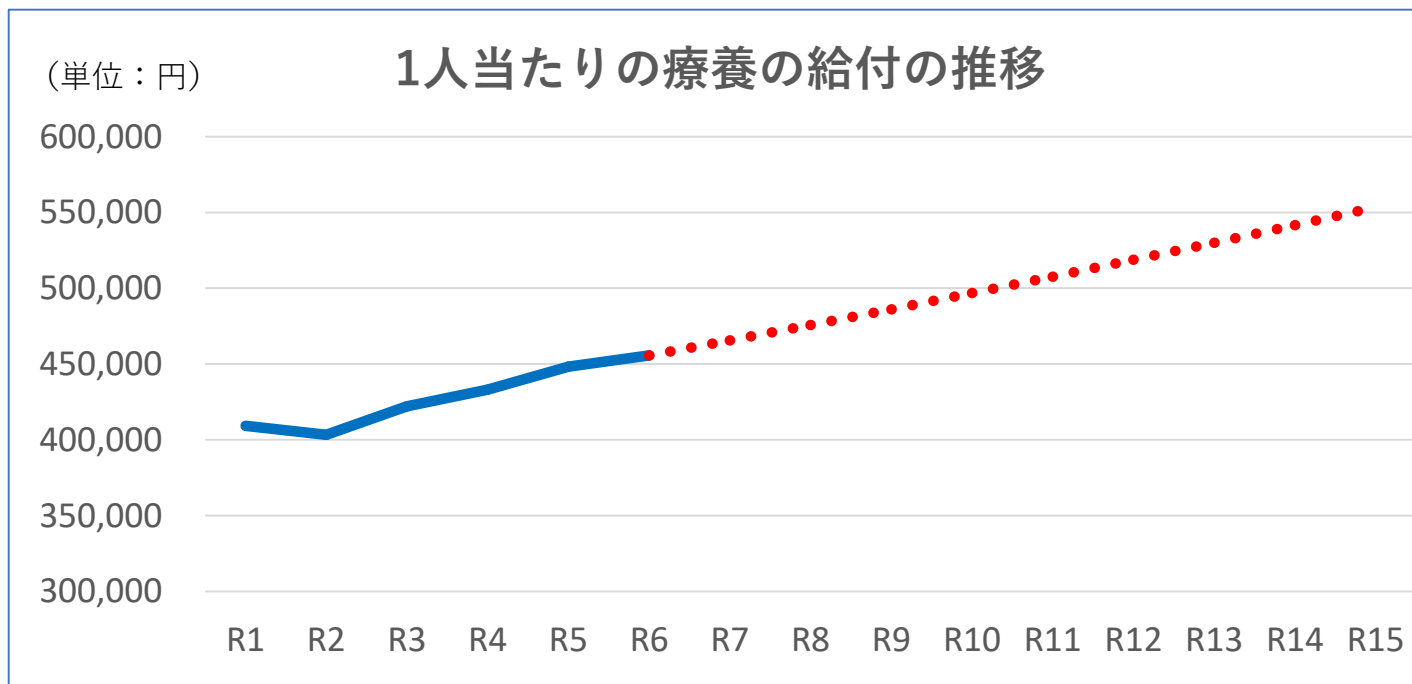


※年金制度改革法の影響は考慮していません。

3 今後の本市国保財政の見通し

●医療費の動向

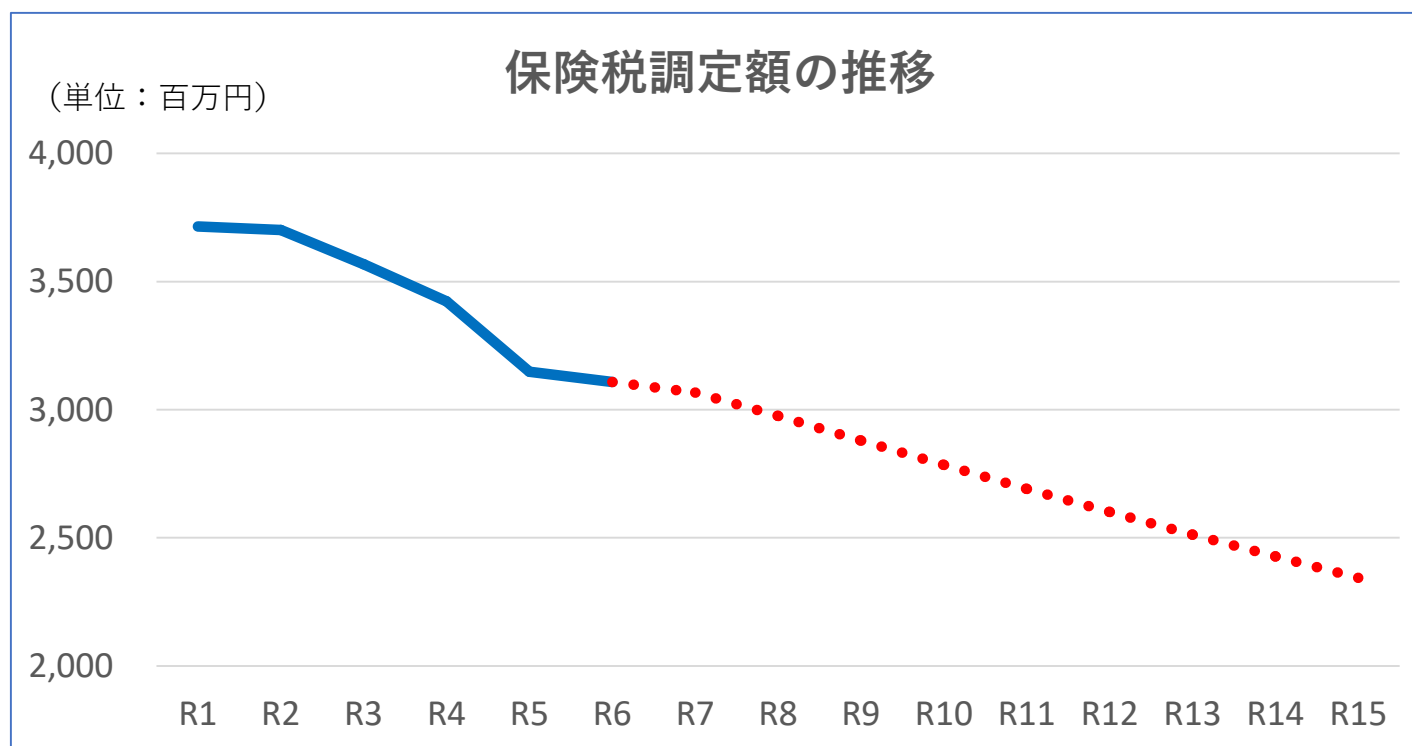
- 医療技術の高度化に伴い、被保険者一人当たりの医療費は増加傾向にあります。
- 高齢化の進展に伴い国民健康保険被保険者の高齢化も進み、医療費は増加傾向にあります。



3 今後の本市国保財政の見通し

●保険税の見込み

- 被保険者の減少に伴い**保険税収入は減少**する見込みです。



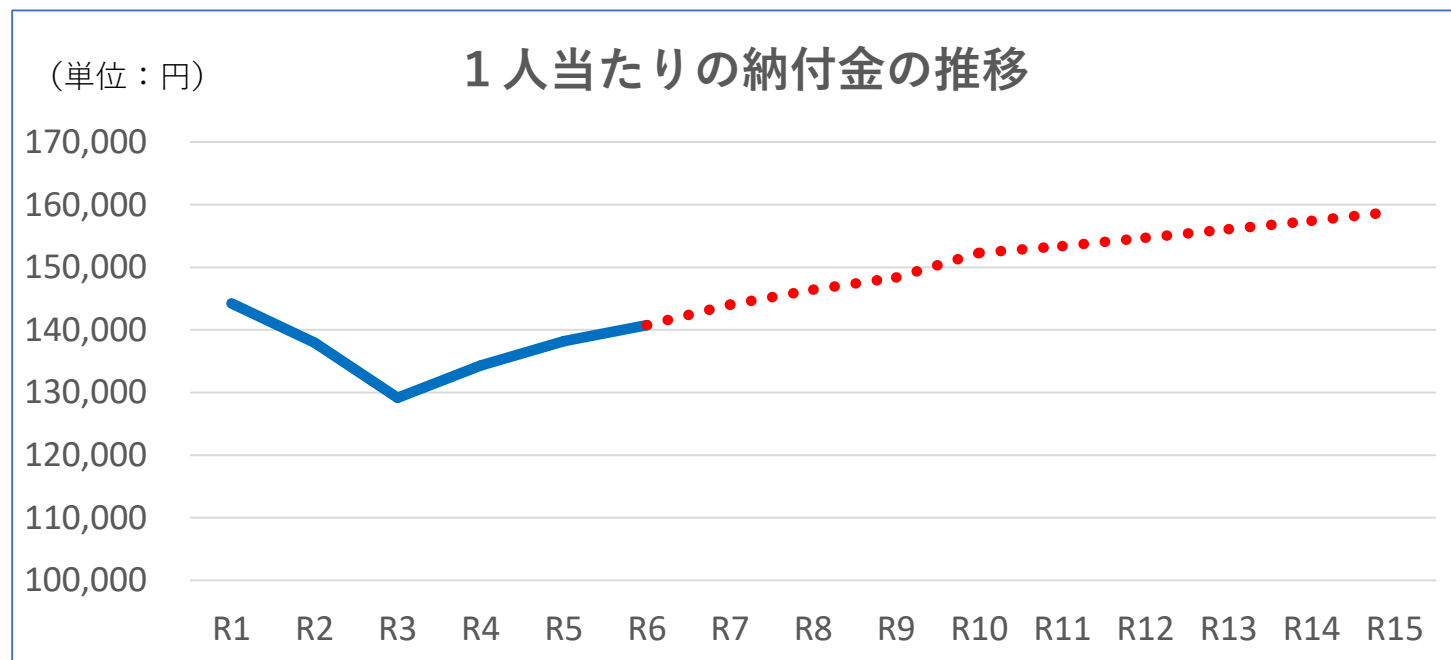
※被保険者数の増減見込は考慮していますが、所得の増減は考慮していません。

※3方式移行の影響は加味していません。

3 今後の本市国保財政の見通し

●国民健康保険事業費納付金の見込み

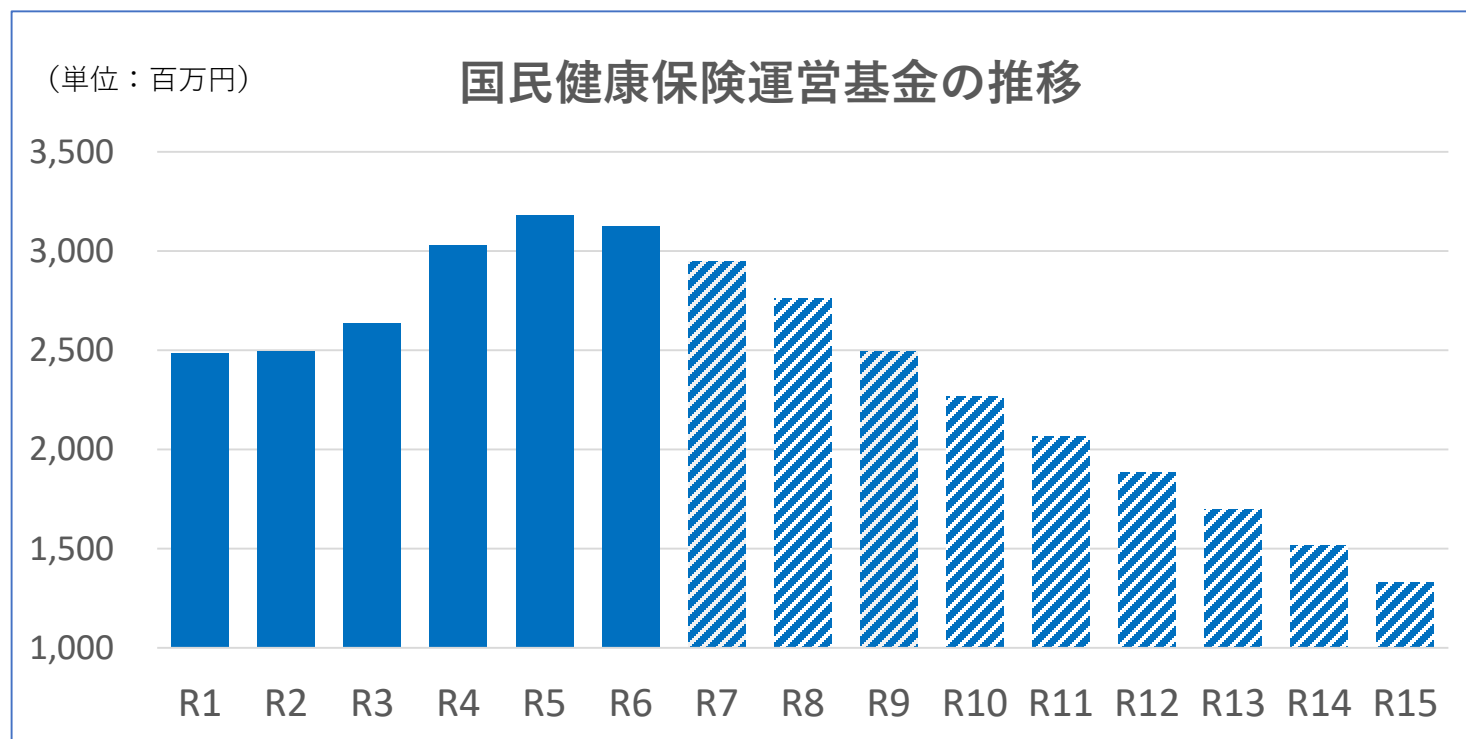
- 国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者の医療費が、増加傾向にあるため、**医療分と後期高齢者支援金分の納付金は増加**する見込みです。



3 今後の本市国保財政の見通し

●国民健康保険運営基金残高の見込み

- 保険税水準完全統一に向けて、**激変緩和の財源**として、充当する予定としているため、**基金を計画的に充当し、減少**する見込みです。



※令和11年度以降の激変緩和の基金充当は加味していません。

まとめ

- **令和 8 年度**に、**資産割を廃止**して、算定方式を 4 方式から **3 方式に移行**します。
- **令和 8 年度**は、令和 7 年度の資産割分の **6 割相当額**、令和 9 年度は **3 割相当額**、令和 1 0 年度は **1 割相当額**を、**国民健康保険運営基金を充当**し、被保険者の負担の激変緩和を図ります。
- 令和 9 年度、1 0 年度の 2 年間で、賦課割合を標準割合の **所得割：均等割：平等割 = 50：35：15** へ調整します。
- **子ども・子育て支援金分課税**の賦課方式は **3 方式**とします。

次回 第4回協議会

- ・ 答申案について